



～債務整理とは～ 弁護士 白鳥 秀明

当事務所では、借金が返せなくなってしまって困っているといった個人の方の債務整理のご相談を受けることが非常に多くあります。今回は、債務整理に際しての代表的な手続きを簡単にご紹介したいと思います。

・自己破産

過去に借金をしているが、現在の収入や資産では、借金の返済が困難になったという事情がある場合、裁判所に破産・免責の申立てをすることができます。

破産手続とは、債務者（借金を負っている方）の支払不能を要件として、裁判所が破産管財人を選任し、破産管財人が債務者の財産をお金に換えて債権者（借入先）へ分配する手続きです。ただし、債務者が、分配可能な財産を持ち合わせていないことが明らかというような場合には、破産管財人を選任せずに、破産手続を終えることもあります。この場合、破産手続の開始と終了が同じ時になるため、同時廃止と言います。

免責の許可とは、裁判所が、借金を支払わなくても構わないと認めるということです。

破産と免責は、厳密には法律上別の手続きではありますが、通常は、破産手続に引き続いて、裁判所の免責の判断がなされます。

個人の破産の場合、この免責許可決定を裁判所からもらうことが最終的な目標となります。こうして借金から解放されることにより、経済的な再生を図っていくことが可能となります。

・任意整理

借金の返済は大変だけど、全く収入がないわけでもない、もう月々の少し返済額が少なくなれば、継続的に返済を続けられる、といった方には、任意整理の手続きをご提案することもあります。

任意整理とは、弁護士が債権者との間に入って、債権者と交渉をし、債務者の方にとって、無理のない返済のプランをご提案し、取りまとめる手続きです。

任意整理は月々の返済額が抑えられたり、利息の支払いを免除してもらうことが出来たりしますので、現在の返済計画では完済が困難と思える借金でも、返していける場合があります。

・自己破産と任意整理の振り分け

では、こういった場合に、自己破産あるいは任意整理を選択すべきなのでしょうか。

任意整理は返済を前提とします。具体的には、多くの場合、3年（36回）～5年（60回）で借金を完済することを目指します。現在の借金の額を、36～60で割った金額が月々の返済額となりますので、その金額を、継続的に支払える見込みがあるかどうかということが、ポイントになります。

もちろんご相談者毎に、収入も支出も異なりますから、一概には言えませんが、一般的な考え方を申し上げますと、収入から固定費（家賃や水道光熱費など）を除いた残額の3分の1程度までが、月々の返済額の上限と考える方がよろしいようです。月々の返済額と返済期間の見立てができ、なおかつ自己破産を避けたいとか返済への強い意欲がある場合には、任意整理を選択することがありますが、そうではない場合には破産手続きを検討することが多いです。

・その他の手続き

個人の債務整理の手続きには、上記の2つ以外にも、個人再生というものがあります。大まかに言えば、裁判所の許可を得て、債務額を減額して支払っていくという手続きになります。住宅ローンを抱えているが、住宅を維持したいという場合に用いられることがよくあります。

～ 外国人・国際部門(FISS)の活動について ～ 弁護士 伊藤 崇

10月のFISSは15か国の方（英語案件55%・日本語案件31%・中国語案件6%・スペイン語案件6%）から新規法律相談を受け付けました。また、日常法律相談・事件対応のほか、次のような活動を行っています。

◆Mercado Latino記事掲載中（内容：職場の上司によるセクシャルハラスメント、相談機関の紹介）

◆Japan Times 記事掲載中（内容：婚姻中に他の男性の子を妊娠した場合）

◆板橋区文化・国際交流財団主催 外国人のための無料法律相談

◆10月4日、5日に日弁連人権大会が開催され、FISS所属弁護士がシンポジウム「外国人労働者100万人時代」の実行委員会に参加しました。

◆10月27日、江戸川区西葛西にてインドのお祭り「ディラワリフェスタ」が開催され、東京弁護士会の法律相談ブースに、相談員としてFISS所属弁護士が参加しました。

～あなたのそばに～

弁護士法人東京パブリック法律事務所

〒170-0013 東京都豊島区東池袋1-34-5 いちご東池袋ビル2階
TEL 03(5979)2900 FAX 03(5979)2898 Web <http://www.t-pblo.jp>
<本紙についてのお問い合わせは当事務所広報委員会までお願いします>

